

東海学園大学教育後援会規約

平成25年7月6日 教育後援会総会

平成27年6月13日 教育後援会総会

平成29年6月17日 教育後援会総会

(総則)

第1条 本会は東海学園大学教育後援会と称し、事務所を東海学園大学内に置く。

(組織及び目的)

第2条 本会は東海学園大学学生の保護者をもって組織し、本学の教育事業を後援し、東海学園の充実発展に寄与するとともに保護者間の連絡を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育上必要な施設の拡充と学術研究およびクラブ活動に関する後援。
- (2) 会報の発行、会員への配布。
- (3) 学資支弁が困難な学生への援助。
- (4) その他必要と認めた事項。

(役員)

第4条 本会の会務施行のため次の役員をおく。

会長	1名
副会長	5名
書記	5名
会計	5名
会計監査	3名

- 2 会長は、役員会で会員の中から選出し、副会長・書記・会計・会計監査は会長が指名委嘱して定める。また支部長は副会長より会長が指名委嘱する。
- 3 役員の内任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 副会長・書記および会計のうちの各2名は、東海学園大学教職員のうちから選出する。

(顧問)

第5条 本会に顧問若干名をおく。

- 2 顧問は学長および本会に功績のあった者とし、会長が指名委嘱して定める。

(総会)

第6条 本会は、総会を毎年1回開く。必要に応じ、役員会の議を経て支部会を開くことができる。

- 2 本会の総会は、次の事項について審議する。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画
 - (3) 規約及び諸規程等の制定及び改廃
 - (4) その他会長が必要とする事項

(役員会)

第7条 本会の役員会は、必要に応じこれを開く。

- 2 本会の役員会は、総会へ提出する次の事項を協議執行する。

- (1) 議案の作成
- (2) 決議事項
- (3) 委任事項
- (4) その他会長が必要とする事項

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

2 経費に余剰金を生じたときは、翌年度にこれを繰越すものとする。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(入会金及び会費)

第10条 入会金は10,000円とし、入学の際これを納入する。

2 会費は年額20,000円とし、前・後期2回に分納するものとする。

3 既納の会費は返還しない。ただし、各学期開始後60日以内に退会届が提出され、受理された場合、当期分について返還することができる。

(改廃)

第11条 この規約の改廃は、役員会の議を経て総会の承認を得ることとする。

附 則

この規約は平成7年5月24日から施行する。

附 則

この規約は平成9年7月2日から施行する。

附 則

この規約は平成12年11月22日から施行する。

附 則

この規約は平成25年7月6日から改正施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年6月13日から改正施行する。

2 第10条第2項に規定する会費は、平成27年度在籍者から適用する。

附 則

この規約は平成30年4月1日から改正施行し、平成30年度在籍者から適用する。